

# 納税管理人申告書兼承認申請書・町税等に係る書類送付先登録申請書

赤穂郡上郡町長 あて

地方税法等の規定に基づき、以下に☑した内容について申告・申請します。  
 (後期高齢者医療被保険者証等、以下に記載のない送付先登録申請には別途申請が必要です。)

納税管理人の設定 (納税義務者の住所等が町外に存する場合)

町税及び国民健康保険税納税通知書等の送付先登録

国民健康保険証等の送付先登録

被保険者番号										枝番
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

介護保険関係書類の送付先登録

被保険者番号	4	8	1	0	0					
--------	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--

なお、裏面の重要事項・注意事項について理解したうえで申告・申請いたします。また、以下の内容に変更があった場合には、直ちに届出いたします。

申請年月日		年 月 日			
納税義務者・被保険者	フリガナ				明治・大正・昭和・平成・令和
	氏名	生年月日			年 月 日
	住所	〒			
	電話番号	携帯	— —	自宅他	— —
	本人確認書類	☐運転免許証 ☐マイナンバーカード ☐保険証 ☐その他 ( )			
申請理由 (具体的に)	☐入所・入院 ☐一人での納税や書類の管理が困難 ☐国外等転居 ☐その他 ( )				
期 間	令和 年 月 日から			☐ 令和 年 月 日まで	
	☐ 内容変更(届出)があるまで				

変更納税送付先又は管理先	住所	〒			
	電話番号	携帯	— —	自宅他	— —
	氏名				納税義務者・被保険者との関係
	本人確認書類	☐運転免許証 ☐マイナンバーカード ☐保険証 ☐その他 ( )			

申請者	☐納税義務者・被保険者 ☐納税管理人・変更送付先居住者 ☐その他 (納税義務者・被保険者との関係: )				
申請者が「その他」の場合記入	住所	〒			
	電話番号	携帯	— —	自宅他	— —
	氏名				
	本人確認書類	☐運転免許証 ☐マイナンバーカード ☐保険証・その他 ( )			

必要書類 (必ず以下の書類全てのコピーを添付してください。)

- 「納税義務者・被保険者」の本人確認書類
- 「納税管理人・変更送付先となる方」の本人確認書類
- 「申請者」の本人確認書類 (申請者が「その他」の場合のみ必要)

受付印	申請確認	
	税務	
	国保	
	介護	

## 重要事項

- ・「納税管理人の申告・承認」及び「町税及び国民健康保険税の送付先登録」をされた場合、納税義務者に係る全ての関係書類が登録された納税管理人・送付先へ送付されます。
- ・「国民健康保険証等の送付先登録」をされた場合、同じ世帯に国保加入者が複数人いたとしても、世帯全員分を登録した送付先に送付します（特定の被保険者のみ指定することはできません。）。
- ・本申請に関わらず、地方税法に定める滞納処分は納税義務者本人が対象となります。
- ・送付先登録は、納税義務者・被保険者本人が受け取ることができる送付先しか登録できません。

## 注意事項

- ・既に納税管理人や送付先が登録されている場合、申請年月日が新しい申請書を優先して登録します。
- ・「納税管理人の申告・承認」及び「町税及び国民健康保険税の送付先登録」の両方にされた場合は納税義務者の状況に合わせ、どちらか一方の登録を行います。
- ・「納税管理人の申告・承認」にされた場合でも、納税義務者の状況（納税義務者の住所等が町内に存する等）によっては、「町税及び国民健康保険税の送付先登録」を行うことがあります。
- ・「納税管理人の申告・承認」は地方税法第 300 条、第 355 条、第 702 条の 5 及び上郡町税条例第 25 条、第 64 条の規定に基づく申告・承認であり、効力は全ての町税及び国民健康保険税に適用されます。
- ・「町税及び国民健康保険税の送付先登録」は、納税義務者本人が受け取ることができる送付先しか登録できません。
- ・「町税及び国民健康保険税の送付先登録」は、地方税法第 20 条に規定する書類の送達に係る申請であり、全ての町税及び国民健康保険税関係書類について登録した送付先にて受領（郵便送達の推定含む）することで、送達の効果が生じるものとされます。
- ・「国民健康保険証等の送付先登録」の対象となる書類は、国民健康保険証、限度額適用認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）、高齢受給者証及びこれらの関係書類になります。
- ・納税義務者がお亡くなりの方は、別途「町税等相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書」の提出が必要となります。上郡町役場税務課までご連絡をお願いします。
- ・共有名義で所有されている固定資産税等の共有代表者を変更されたい場合は、別途「共有代表者変更届」の提出が必要となります。上郡町役場税務課までご連絡をお願いします。

## 問い合わせ先

- 「納税管理人」及び「町税及び国民健康保険税の送付先登録」について  
上郡町役場 税務課 TEL：0791-52-1113 FAX：0791-52-2431
- 「国民健康保険証等」及び「介護保険関係書類」の送付先登録について  
上郡町役場 国保介護支援課 TEL：0791-52-1152 FAX：0791-52-6015